

§ § § 目 次 § § §

第 部 行財政改革の取組状況（総論）

1	はじめに.....	P. 1
2	行財政改革大綱の概要.....	P. 1
3	行財政改革の推進体制.....	P. 2
4	3つの基本目標の達成状況.....	P. 3
	(1)しっかりとした財政基盤の確立	
	(2)分権型社会に対応した組織・職員づくり	
	(3)市民と行政のパートナーシップの構築	
5	実施項目の取組状況（成果）.....	P. 6
	(1)事務・事業の再編・整理、廃止・統合	
	(2)民間委託の推進〔指定管理者制度の活用を含む〕	
	(3)定員管理、給与の適正化及び人材育成の推進	
	(4)地方公営企業の経営健全化	
	(5)公正の確保と透明性の向上	
	(6)自主性・自律性の高い財政運営の確保	
	(7)行政ニーズに迅速かつ的確な対応を可能とする組織	
	(8)地域協働（市民参加）の推進	
	(9)電子自治体の推進	
	(10)地球環境を守るまちづくり	
6	行財政改革の財政効果.....	P. 13
7	行財政改革の新たな取組に向けて.....	P. 14

資料 1：加東市行財政改革推進委員会・委員名簿〔P. 16〕

資料 2：加東市行財政改革推進委員会の開催状況〔P. 17〕

第 部 集中改革プランの成果及び検証.....別冊

第1部 行財政改革の取組状況（総論）

1 はじめに

加東市は、平成18年3月20日、地方分権の進展や少子・高齢化の進行などに対応した「自立したまちづくりの推進」また、道路交通網の整備や生活行動の多様化の中で生活行動範囲の拡大に伴う「広域的なまちづくりの推進」さらに、「行財政能力の向上」の3つの必要性から合併し、今日に至っています。

この間、『山よし！技よし！文化よし！ 夢がきらめく 元気なまち 加東』を実現するために、簡素で効率的かつ透明性の高い行財政運営の構築が必要であることから、平成18年度に行財政改革大綱を策定し、大綱に基づいた改革を推進してきました。

今後も引き続き、行財政改革を推進していかなければなりません。大綱に定めた第1次の取組期間（18年度から21年度までの4か年）を経過しましたので、これまでの成果を取りまとめるとともに、公表します。

大綱には、取組期間を第1次と明示していませんが、引き続き行財政改革を推進していくことが必要不可欠であることから、今回の取組期間を、第1次取組期間とします。

2 行財政改革大綱の概要

大綱の構成：

加東市行財政改革大綱は、第 部を行財政改革大綱（本文）、第 部を行財政改革大綱実施計画とし、第 部の実施計画を「集中改革プラン¹」に位置付けています。

取組期間：平成18年度から平成21年度までの4か年

行財政改革大綱の概要：

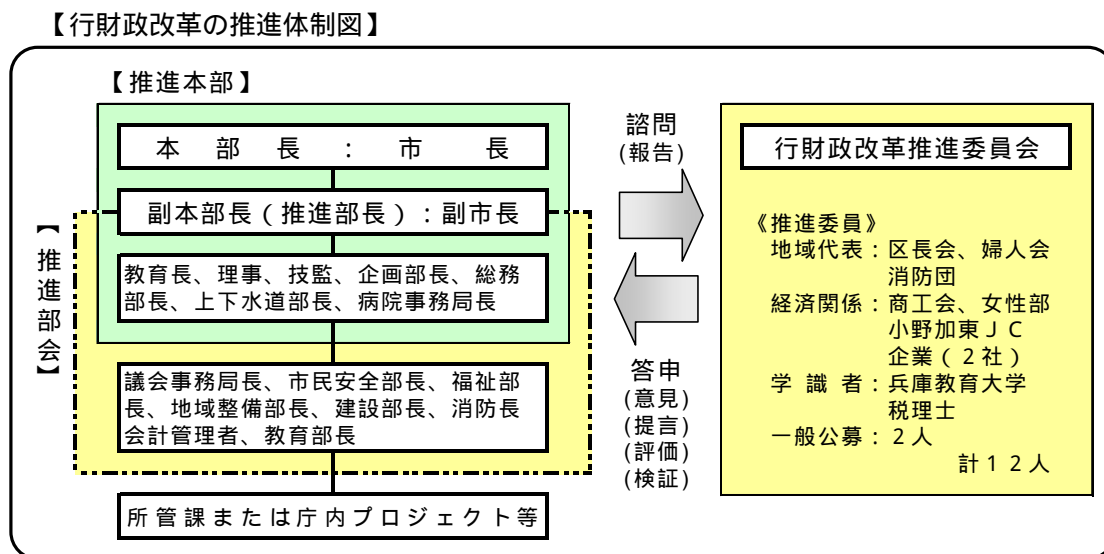
第 部大綱（本文）では、行財政改革を推進していく上で基本となる3つの目標を設定し、10の実施項目について取組の方向性を示しました。

そして、第 部実施計画（以下（集中改革プラン）という。）では、具体的に取り組んでいく項目を81項目選定（当初計画では75項目で、後に6項目追加）し、取組内容や取組年度、目標数値、効果額等を明示しました。

¹ 集中改革プラン：平成17年3月、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「新地方行革指針」という。）が示され、行政改革大綱に基づく具体的な取組を集中的に実施するため、17年度を起点とし、おおむね21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画「集中改革プラン」の策定・公表が求められた。

3 行財政改革の推進体制

市長を本部長とした行財政改革推進本部及び実行組織として推進部会を設置し、集中改革プランに明示した具体の取組項目について、P D C Aサイクル²に基づき不断の点検を行いました。併せて、市民等からなる加東市行財政改革推進委員会に取組状況を報告し、評価・検証を受けるとともに、意見・提言を求めてきました。



【行財政改革の推進経過】

推進体制	取組期間				
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行財政改革推進本部（推進部会）	大綱の策定	行財政改革の推進（P D C Aサイクルに基づく点検）			新たな大綱の策定
行財政改革推進委員会	諮問	答申	報告	評価・検証 意見・提言	
	大綱の公表		中間報告の公表		最終報告の公表

「 」は、行財政改革推進委員会の開催を示す。

行財政改革推進委員会の委員名簿及び会議の開催状況は、巻末資料を参照

² P D C Aサイクル：計画(Plan)を立て、実施(Do)し、その結果を検証(Check)した後、改善や見直し(Action)を講じる組織行動の基本理念。行政はこれまでPlan、Doというプロセスで、一つの施策や事務事業が完結する傾向があった。

4 3つの基本目標の達成状況

行財政改革の推進に当たっては、厳しい財政状況の中で、コスト意識や競争原理など民間の発想を活かした行財政運営への転換を進めながら、分権型社会に対応した組織づくり・職員づくりを行うとともに、行政と市民の役割分担を明確にし、パートナーシップによるまちづくりを推進していかなければならないことから、次の3項目を行財政改革の基本目標に設定しました。

【行財政改革の基本目標】

- しっかりとした財政基盤の確立
- 分権型社会に対応した組織・職員づくり
- 市民と行政のパートナーシップの構築

(1) しっかりとした財政基盤の確立

合併までにそれぞれの地域が育んできた地域の良さを活かし、個性あふれるまちづくりを展開していくためには、しっかりとした財政基盤の確立が最優先であることから、企業誘致を進めるなど新たな財源の確保に努めながら、特別な投資的事業を実施しない限り基金³からの繰入を必要としない財務体質に転換するとともに、取組期間中に基金総額 50 億円、財政調整基金⁴25 億円の確保を目標としました。

21 年度決算で基金総額は、合併時に比べ約 24 億円増額し約 70 億円、そのうち財政調整基金は約 36 億円を確保しています。また、起債残高は、約 85 億円減額し約 420 億円となりました。

基金は目標額をクリアしていますが、経常収支比率⁵が 90%を超え財政構造が硬直化していることから、弾力性のある財政構造への転換が今後の課題となります。

ひょうご東条ニュータウンインターパークには、合併後から新たに 12 社の企業進出があり、財源の確保はもとより市の活性化、産業振興の活性化に寄与しています。

³ 基金：特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運営するために設けられる資金または財産

⁴ 財政調整基金：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために、条例の規定により積み立てておく基金

⁵ 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

(2) 分権型社会に対応した組織・職員づくり

合併後の新市に対して市民が最も期待していることは、行政組織のスリム化・効率化による職員数の適正化、人件費の削減であり、かつ、国からも集中改革プランの取組期間内に5.7%の定員純減を求められたことから、12.5%（78人）の定員純減を目標としました。

しかし、一時期の職員数の大幅な削減は、市民サービスの低下を招くおそれがあることから、職員の資質向上や人材育成に努めるとともに、限られた財源及び人員の中で、効率的かつ効果的に業務を遂行できる組織体制への転換に取り組むこととしました。

定員管理の当初の目標値は、7.7%（48人）減でしたが、早期退職者等の増加により当初目標をクリアしたため、21年3月に12.5%（78人）減に改正しました。また、目標値算出の起点は、国の指示により平成17年4月1日となっています。

22年4月1日現在で、職員数は532人となり、15.0%（94人）の純減となりました。職員数は、近隣市との比較でも適正值に近いと考えられますが、消防職や医療職を除く一般行政職の年齢別の職員数をみると、50代が40%近くを占め、20代が10%未満となっています。今後は、年齢各層でバランスの取れた職員数となる取組が必要になると考えられます。

行政組織のスリム化を進めながら、新たな行政需要への対応として部課を新設、再編、統合しました。

行政組織のスリム化：

- ・福祉部と保健介護部の統合、再編
- ・人権推進課と人権教育課、市民スポーツ課と生涯学習課、窓口センターと市民課、情報管理課と総務課、介護サービス課とケアホームかとう等の統合

行政需要への対応：

- ・部課の再編：市民生活部 市民安全部、経済部 地域整備部
- ・課の新設：子育て支援課、保険・医療課、建設総務課などの設置

(3) 市民と行政のパートナーシップ⁶の構築

これからのまちづくりは、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わり、市民と行政が役割分担を明確にし、対等な立場で協力・連携するパートナーシップに基づく協働を進めることが求められていることから、小・中学校区単位での住民自治組織の創設や市民の主体的かつ自立的な地域づくりに対してサポートしていくこととしました。

また、情報化の推進と併せて、市民の意見や提言を市の政策形成に反映するシステム構築に取り組むこととしました。

⁶ パートナーシップ：複数の者が対等かつ自由な立場で、共通する目的のために協力する関係

住民自治組織の創設は、社地域の5つの小学校区と滝野地域（中学校区）で創設されました。その中で、社地域の5小学校区ではそれぞれ県民交流広場事業⁷にも取り組まれ、地域コミュニティの活性化が図られています。

また、市民の主体的かつ自立的な地域づくりに対しての財政支援を、実施しました。

市民の意見や提言を市の政策形成に反映するシステムとして、総合計画⁸をはじめ総合計画に基づく個別計画の策定段階において、個別にパブリックコメント⁹を実施してきましたが、「加東市パブリックコメント手続実施要綱」を制定し、22年4月から統一して、パブリックコメントを実施します。

⁷ 県民交流広場事業：県民交流広場とは、身近なコミュニティ施設などを活用して整備される活動の場と、そこで営まれる県民の手づくり活動の総称。県は、市町と連携しながら、県民交流広場のための整備費や活動費を助成するとともに、地域を舞台とした子育て、防犯、環境、生涯学習、文化、まちづくりなど多彩な分野の活動を応援する。

⁸ 総合計画：地方自治体が長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となる最上位の計画

⁹ パブリックコメント（制度）：行政が、政策や計画を立案するに当たり市民の意見を募集し、その意見を政策決定に反映する機会を持つ制度

5 実施項目の取組状況（成果）

10の実施項目の81の取組項目について、取組状況（成果）を「成果あり」「継続取組」「成果なし」に区分して、評価・検証します。

成果区分	取組状況（成果）の内容	表示記号
成果あり	計画に対して一定の成果が得られた項目 （取組が完了した項目）	
継続取組	成果を得ながら今後も、継続した取組が必要な項目	
成果なし	現段階で十分な成果が得られていない、または、計画どおりに取り組めなかった項目	

「第 部 集中改革プランの成果及び検証」の各取組項目の左側に、「・・」の表示記号を付して、取組状況（成果）を示しています。

【実施項目の取組状況（成果）総括表】

実 施 項 目	取 組 項 目			
	総 数	成果あり	継続取組	成果なし
(1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	33 項目	18 項目	13 項目	2 項目
事務事業の見直し	(23)	(14)	(8)	(1)
受益と負担の適正化	(6)		(5)	(1)
市民サービスの向上	(4)	(4)		
(2) 民間委託の推進〔指定管理者制度の活用を含む〕	6 項目		3 項目	3 項目
(3) 定員管理、給与の適正化及び人材育成の推進	11 項目	4 項目	5 項目	2 項目
(4) 地方公営企業の経営健全化	4 項目	2 項目	2 項目	
(5) 公正の確保と透明性の向上	4 項目	2 項目	2 項目	
(6) 自主性・自律性の高い財政運営の確保	7 項目	4 項目	1 項目	2 項目
(7) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	5 項目	3 項目	2 項目	
(8) 地域協働（市民参加）の推進	3 項目	2 項目	1 項目	
(9) 電子自治体の推進	1 項目	1 項目		
(10) 地球環境を守るまちづくり	7 項目	2 項目	4 項目	1 項目
合 計	81 項目	38 項目	33 項目	10 項目
	100.0%	46.9%	40.7%	12.4%

評価・検証の結果、計画に対して一定の成果が得られた項目は 38 項目で全体の 46.9%となりました。そして、十分な成果を得るために継続した取組が必要な項目 33 項目を含めると全体の 87.6% (71 項目) が、一部には時間的な遅れもありますが、ほぼ計画に即して取り組めた、または、取り組んでいる状況といえます。

しかし、全体の 12.4% (10 項目) は、十分な成果が得られていない、または、計画に即した取組ができませんでした。これらの項目については、次期大綱の策定の中で、十分に検討することとします。

(1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

事務事業の見直し

事務事業の見直しについては、すべての事務事業を必要性や緊急性、費用対効果、市民サービス向上の観点から総点検し、効率的で効果的な事業展開を目指すとともに、職員一人ひとりが強いコスト意識を持ち、日々の業務に取り組んでいくこととしました。

旧 3 町がそれぞれ実施してきた重複する事務事業 (同種の協議会運営、各種団体への補助金等、イベントなど) については統合・一本化し、合併効果の創出や経費を削減できました。今後は、統合した事業の充実や補助団体等の自主運営・自立化を進めなければなりません。

同種の公共施設の統廃合は、すべての公共施設について維持管理台帳を作成し、次の取組に向けた下地づくりはできました。

また、公共施設の用に供している借地については、借地整理検討委員会を設置し、借地料の適正化に取り組むとともに、個々の物件の状況に応じて買収交渉や原状復帰での返還などを進めていきます。

21 年度に事務事業評価¹⁰を試行導入し、1,000 余りある事務事業を総点検 (試行評価) しました。

受益と負担の適正化

市税をはじめとする市の徴収金は、市政運営の根幹を成すものであり、かつ、納税は国民の義務であるという観点から、税等の収納 (収納率向上) と滞納防止対策に、重点的に取り組むこととしました。

¹⁰ 事務事業評価 (システム) : 政策や施策の目的を達成するために実施する事務事業を、事前・中間・事後に一定の基準や指標で必要性や妥当性、緊急性、効率性を評価・検証するシステム

景気の低迷の中で、市税等の収納については十分な成果が得られたとはいえな
い状況です。しかし、滞納に対しては、市税の差押やインターネット公売の実施、
有線テレビ利用料の使用停止処分、水道料金の給水停止処分など、適正に対応し
ました。

また、市民病院診療料のクレジットカード支払や上下水道料金のコンビニエン
ストアでの納付など、利便性向上にも努めました。

市税等の収納率向上に取り組む上で、今回の大綱には徴収額や収納率などの具
体的で明確な目標値を定めていなかったことから、客観的に成果が把握できな
かったことを、今後の課題と捉えています

市民サービスの向上

市民サービスの向上として取り組んだ窓口センターのワンストップサービスの
推進やケーブルテレビの全市域へのサービス提供など、すべての取組項目で一定
の成果がありました。引き続き、サービス内容の充実・向上に努めます。

(2) 民間委託の推進〔指定管理者制度¹¹の活用を含む〕

民間サービスの多様化の中で、行政が行っているサービスについて、民間が果たせる業務
が多くなっていることから、事務事業について民間委託の可能性を検討するとともに、市民
サービスの向上と経費削減の観点から、指定管理者制度を導入することとしました。

民間委託の推進では、十分な成果が得られませんでした。

指定管理者の公募では、取組期間中に更新時期が到来した施設のうち、文化
会館のみで指定管理者を公募しました。

図書館や社会体育施設への指定管理者の導入については、実施に至りませ
んでした。引き続き、検討することとします。

(3) 定員管理、給与の適正化及び人材育成の推進

定員管理及び給与の適正化については、一定の成果が得られました。しかし、
急激に職員数が減少したため、時間外勤務（手当）が増加傾向にあることから、

¹¹ 指定管理者制度：公の施設の管理委託は、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体などに
管理運営を委託する方式に限られていたが、平成 15 年度の地方自治法の改正により、議会の
議決を経て指定された民間業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるよ
うになった制度

職員のからだと心のケアが重要になってきています。

人材育成の推進では、人材育成型の人事考課制度を導入しました。希望降任制度や役職定年制度など、組織の活性化が期待できる制度の検討と併せて、従来の年功序列的な人事管理から能力・実績を重視した人事管理への転換が、今後の課題となります。

(4) 地方公営企業の経営健全化

水道事業及び病院事業は、中期経営計画を策定し経営健全化に努めることとしました。また、下水道事業は、補助事業別に分かれている会計を統合し、経営健全化や透明性の確保の観点から、企業会計に移行することとしました。

水道事業は、合併後の黒字額の増加に対して料金を引き下げ、顧客に還元しました。

下水道事業は、下水道3会計を統合し企業会計に移行するとともに、受益と負担を適正化するために、使用料を引き上げました。

病院事業は、中期経営計画の改訂版として経営健全化基本計画（公立病院改革プラン¹²）を策定し、計画に基づき取り組んでいます。医師や看護師不足により医療環境及び経営環境は、大変厳しい状況です。

(5) 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、市民等への説明責任を果たし、議会や市民の監視の下に公正の確保と透明性の向上を図ることが求められています。

公正の確保と透明性の向上を図るために、広報かとうやケーブルテレビ、市ホームページ、携帯電話等を活用し、情報化を進めました。また、行政手続条例¹³の的確な運用を目指して、行政手続の審査基準や処分基準など共通ルールを策定しました。

¹² 公立病院改革プラン：総務省が19年度に公表した公立病院改革ガイドラインに基づき、公立病院の地域における役割の明確化と経営の健全化を目的として策定する計画

¹³ 行政手続条例：行政手続条例は、市の条例などに基づいて行う申請に対する許可などの事務や、許可などを取消したりする不利益処分における手続きなどを、より公正で透明なものにするために、市民と市との間のルールを定める条例

(6) 自主性・自律性の高い財政運営の確保

厳しい財政状況の中で、事務事業を見直しながら、自らの財政状況を分析し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政計画を策定し、財政構造の改善に努めることとしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率¹⁴では、20年度決算でいずれの比率も「健全段階」となっています。

予算編成において、経常経費と施設の維持管理経費に対して枠配当予算¹⁵を実施し、所管部署自らが事業の選択と集中に取り組みながら経費を削減しました。

20年度決算から、普通会計だけでなく連結ベースで財務書類4表¹⁶を総務省方式改訂モデルに基づき作成し、公表しています。

行政運営から行政経営への転換が求められる中で、この財務書類4表の分析・活用が重要になると考えられます。

新たな財源の確保として、法人市民税の超過課税の導入を目指していましたが、現在の経済情勢や社会情勢を踏まえ、導入を見送ることとしました。

(7) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

新地方行革指針において、旧来の縦割り型組織にとらわれず政策目標に基づき、効率的かつ効果的に事務事業を処理しうる組織とする必要があると示されました。

また、合併協議において3町対等合併と既存庁舎の有効活用により従来の住民サービスを維持する措置として、分庁方式を採用しました。現行の分庁方式下では、合併に対して市民が期待する効果が現れにくく、経費の削減や行政のスリム化が十分に行えない状況であることから、分庁方式のあり方と庁舎整備の検討を行うとともに、組織のフラット化やグループ化も視野に入れながら、行政効果を高めていける組織・機構にすることとしました。

¹⁴ 健全化判断比率：地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体は毎年度、次の4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することが義務付けられた。

- ・ 実質赤字比率... 一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率
- ・ 連結実質赤字比率... 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率
- ・ 実質公債費比率... 一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率
- ・ 将来負担比率... 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標

¹⁵ 枠配当予算：各部署の予算枠をあらかじめ定めて配分し、各部署の主体的な判断により真に必要な経費を予算計上する手法

¹⁶ 財務書類4表：貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

- ・ 貸借対照表... どれほどの資産や債務を有するかについての情報を表示する財務書類
- ・ 行政コスト計算書... 経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料等の収入を表示する財務書類
- ・ 純資産変動計算書... 純資産が1年間にどのように増減したかを表示する財務書類
- ・ 資金収支計算書... 経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支に区分して現金の流れを表示する財務書類

行財政改革の効果を高めるには、庁舎の統合・一本化が大きな課題となりますが、現行の分庁方式下で、行政組織のスリム化と行政需要に対応するために、部課の新設、再編、統合を進めました。

分庁方式のあり方と庁舎整備の検討として、庁内プロジェクト及び行財政改革推進委員会での協議を経て、加東市庁舎統合整備等検討委員会を設置し、提言を受けました。今後は、この提言や議会での協議を踏まえ基本計画を策定し、より良い方向性を見出すこととします。

限られた財源を有効に配分し、「事業の選択と集中」を進めるために、事務事業評価システムを構築し、試行導入しました。今後は、事務事業評価の成果を見極めながら外部による評価について、調査・研究します。

(8) 地域協働（市民参加）の推進

「 4 3つの基本目標の達成状況」の「(3)市民と行政のパートナーシップの構築」のとおり推進しました。

(9) 電子自治体の推進¹⁷

市の電子化が不十分な状況もあり、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、「電子市役所の構築」を推進し、電子入札や電子決裁の実施、行政情報の公開・提供など様々なサービスを提供し、市民サービスの向上に努めることとしました。

電子市役所の構築に当たっては、組織全体としてのコンプライアンス¹⁸意識とセキュリティ対策を徹底し、電子入札・電子決裁の導入を除いて計画どおり進めました。

(10) 地球環境を守るまちづくり

地球温暖化等の環境問題が深刻化している中で、バイオディーゼル燃料¹⁹の活用や低公害車（ハイブリッドカー）の導入、クールビズ・ウォームビズの取組など身近な市役所の業務

¹⁷ 電子自治体の推進：自治体がITを活用し、住民の利便性や満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取組

¹⁸ コンプライアンス：法令遵守と訳されることが多いが、法令はもとより倫理や社会規範を含めて遵守すること。

¹⁹ バイオディーゼル燃料：植物油や動物油脂などの再生可能な資源からつくられる軽油代替燃料。深刻化している都市の大気汚染防止に役立つなど、エネルギー資源の枯渇、地球温暖化等の環境問題解決に貢献する燃料として注目されている。

から地球環境を守るまちづくりを推進し、環境意識の向上を図りながら市民と共に、循環型社会の構築に努めることとしました。

容器包装プラスチックの分別収集やごみ減量 20%大作戦の取組により、ごみ減量化・資源化・再商品化を進めました。

環境の保全と創造についての基本理念を定めた環境基本条例を制定し、この理念を具現化する環境基本計画の策定に取り組んでいます。(22年度策定予定)

加東市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、バイオディーゼル燃料の活用やクールビズの取組を進めました。

取組項目(81項目)の具体的な取組状況(成果)は、「第 部 集中改革プランの成果及び検証」として、別冊で取りまとめています。

6 行財政改革の財政効果

平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 か年の行財政改革の取組における財政効果は、次表のとおりとなりました。

【行財政改革の財政効果額集計表】

(単位：百万円)

実施項目	H18	H19	H20	H21	合計
(1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合					
事務事業の見直し	1	41	39	21	102
受益と負担の適正化	-	-	-	-	-
市民サービスの向上		6			6
(2) 民間委託の推進〔指定管理者制度の活用を含む〕		3			3
(3) 定員管理、給与の適正化、人材育成の推進					
・定員管理の適正化	137	284	416	560	1,397
・給与の適正化	114	199	117	116	546
(4) 地方公営企業の経営健全化		9			9
(5) 公正の確保と透明性の向上					
(6) 自主性・自律性の高い財政運営の確保		1	2	37	40
(7) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織					
(8) 地域協働（市民参加）の推進					
(9) 電子自治体の推進		2			2
(10) 地球環境を守るまちづくり					
合 計 (A)	252	545	574	734	2,105
行財政改革大綱の目標額 (B)	259	438	689	915	2,301
目標額との比較 (A) - (B)	△ 7	107	△ 115	△ 181	△ 196

各実施項目の推進による職員（人件費）の削減効果額は、定員管理の適正化に含めています。行財政改革大綱の目標額には、市税等の徴収強化による滞納の収納目標額 204 百万円を計上していましたが、効果額には滞納の収納額を計上していません。また、見送りとなった法人市民税の超過課税実施による増税額 187 百万円も目標額に含んでいます。

7 行財政改革の新たな取組に向けて

平成 18 年度からの行財政改革の推進によって、21 億円余りの財政効果があり、第 1 次取組期間の目標額を達成できました。

これは、「行財政改革の推進」を市の最重要課題に位置付けて集中的に取り組むとともに、市議会や民間の委員で組織した行財政改革推進委員会の取組状況に対する厳正な評価・検証、有益な意見・提言を反映してきた結果であると受け止めています。

しかし、これで行財政改革の課題がすべて解決できた訳ではありません。合併により最も市民が求めていた職員数（人件費）の削減は目標を大きく上回りましたが、同種の公共施設の統廃合や民間委託の推進など、十分な成果が得られなかった項目も残っています。

また、景気の低迷による税収減に加えて、合併から 10 年が経過すれば地方交付税が段階的に減少し、今以上に財政状況が逼迫すると予測されます。

さらに、国の政権交代により地域主権が進展すれば、東京都杉並区の「減税自治体構想²⁰」に代表されるように、豊かな財政の「勝ち組」自治体と負債にあえぐ「負け組」自治体が明確になり、基礎自治体間でサービスや市民の負担に著しい格差が生じることも現実味を帯びてきます。

このような状況の中で今後は、第 1 次取組期間の成果と反省を踏まえ、第 1 次大綱で掲げた 3 つの基本目標や精神を引き継ぎながら、第 2 次大綱及び大綱に基づく行動計画（実施計画）を早急に策定し、新たな改革へ踏み出す必要があります。

加東市は合併から 5 年目を向かえ、市のまちづくりが計画策定段階から本格的な実践段階に移行することから、これまでの簡素で効率的かつ透明性の高い行財政運営の構築に加えて、経営的な視点が行政にも求められています。

第 2 次大綱では、市政運営の基本となるしっかりとした財政基盤の確立とあわせて、限られた財源を有効に配分し、より効果や成果を重視した行政活動を展開する「行政運営から行政経営への転換」を掲げるとともに、個々の取組項目について成果を客観的に評価できる明確な数値目標を設定することが重要であると考えています。

そして、策定する第 2 次大綱に基づいて行政内部の改革に対する意識や取組を更に強化するとともに、取組情報をこれまで以上に広く市民に公開し理解と協力を得ながら、市の将来像『山よし！技よし！文化よし！ 夢がきらめく 元気なまち 加東』の実現に向けて、立ち止まることなく着実に歩みを進めていかなければなりません。

²⁰ 減税自治体構想：毎年、予算の一定額を積み立て、税収の増減に左右されない強固な「財政のダム」を築き、大規模災害などの緊急時の備えとするとともに、将来、区民税を減税し、「低負担・高福祉」の地域社会を築くという東京都杉並区の構想

資料

資料 1 : 加東市行財政改革推進委員会・委員名簿

委員会職名	氏 名	任 期	備 考
	一 井 国 宏	H18.9.29～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	経済関係
	岡 田 和 之	H18.9.29～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	経済関係
委 員 長	川 本 幸 彦	H18.9.29～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	学識者
	上 月 嘉 和	H20.7.28～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	地域代表
	柴 崎 彰 孝	H20.7.28～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	地域代表
	田 中 正 紀	H18.9.29～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	学識者
	常 峰 登	H18.9.29～H20.7.27	地域代表
	友 藤 富 士 子	H18.9.29～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	地域代表
	長 谷 川 妙 子	H18.9.29～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	経済関係
	藤 井 悦 治	H18.9.29～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	経済関係
	松 尾 康 男	H18.9.29～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	一般公募
	山 下 洋 子	H18.9.29～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	経済関係
	吉 田 伊 佐 見	H18.9.29～H20.9.28 H20.9.29～H22.9.28	一般公募
	吉 村 進 吾	H18.9.29～H20.7.27	地域代表

(50音順)

委員会職名に付した「 」は、庁舎統合等に関する小委員会（庁舎統合小委員会）委員を示す。

資料 2：加東市行財政改革推進委員会の開催状況（審議経過）

年度	回数 / 開催日 / 会場 / 会議の概要等
H18	推進委員会（通算 1 回） / H18.9.29 / ラポートやしろ ・ 委嘱状を交付するとともに、委員長に川本氏を選出 ・ 行財政改革の推進について諮問
	推進委員会（通算 2 回） / H18.11.7 / 市役所社庁舎 ・ 行財政改革大綱（案）について審議
	推進委員会（通算 3 回） / H18.11.24 / 社福祉センター ・ 行財政改革大綱（案）について審議
	推進委員会（通算 4 回） / H18.12.25 / ラポートやしろ ・ 行財政改革の推進について答申
H19	推進委員会（通算 5 回） / H19.5.31 / ラポートやしろ ・ 18 年度の行財政改革の取組成果及び 19 年度の取組について審議 ・ 庁舎統合等に関する小委員会を設置
	推進委員会（通算 6 回） / H19.10.22 / ラポートやしろ ・ 19 年度の行財政改革の取組状況について審議 ・ 庁舎統合について審議
	推進委員会（通算 7 回） / H20.3.27 / ラポートやしろ ・ 19 年度の行財政改革の取組成果について審議 ・ 庁舎統合等に関する小委員会報告について審議
H20	推進委員会（通算 8 回） / H20.7.28 / ラポートやしろ ・ 「行財政改革の取組状況（中間報告）」の取りまとめについて審議
	推進委員会（通算 9 回） / H20.12.19 / ラポートやしろ ・ 委嘱を交付 ・ 20 年度の行財政改革の取組状況について審議
H21	推進委員会（通算 10 回） / H21.6.1 / 市役所社庁舎 ・ 20 年度の行財政改革の取組成果及び 21 年度の取組について審議
	推進委員会（通算 11 回） / H22.3.16 / 市役所社庁舎 ・ 「行財政改革の取組状況（最終報告）」の取りまとめについて審議
H22	推進委員会（通算 12 回） / H22.7.15 / 市役所社庁舎 ・ 「行財政改革の取組状況（最終報告）」の取りまとめについて審議

《庁舎統合等に関する審議経過》

庁舎統合小委員会（第 1 回） / H19.10.22

庁舎統合小委員会（第 2 回） / H20.1.22

「加東市庁舎の統合に関する提案」を市長に提出 / H20.7.16